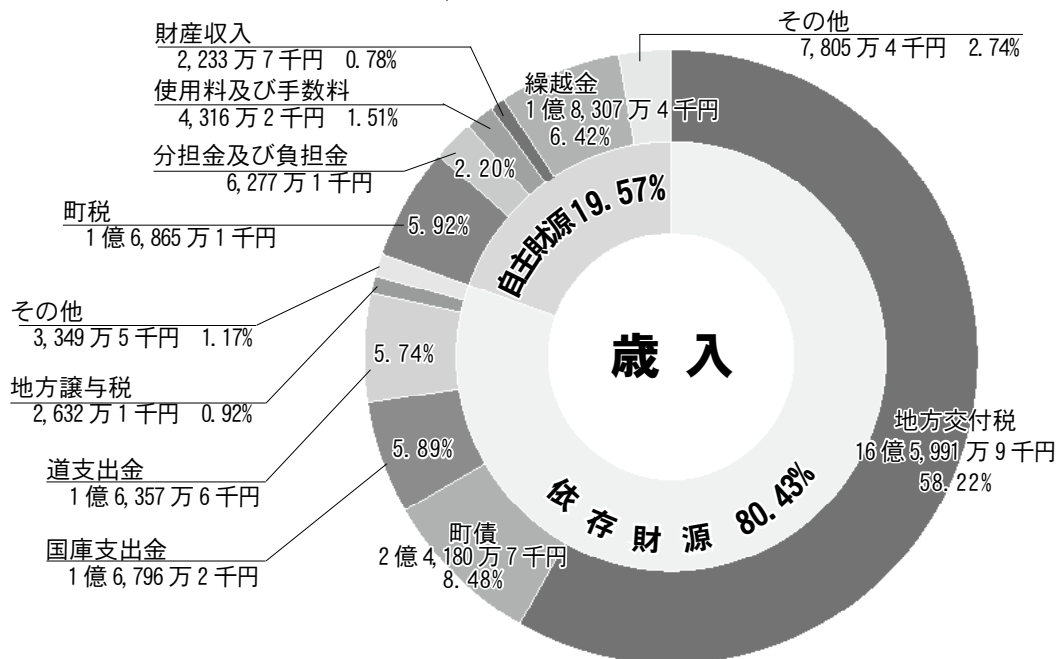


一般会計

歳入決算額 28億5,113万円 (対前年度 △14億4,537万6千円)



平成23年度各会計決算から見る まちの財政事情

収支は2億330万円の黒字決算

平成23年度一般会計及び特別会計の歳入総額は35億8,561万4千円（前年度比16億8,345万7千円、31・9%減）、歳出総額は33億6,564万1千円（前年度比17億2,035万6千円、33・8%減）、差引2億1,997万3千円で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は2億332万6千円となりました。

一般会計の歳入の内訳を見ると町税などの自主財源は約20%で、地方交付税など国などから交付される依存財源が約80%を占めています。また、歳出総額のうち人件費や公債費などの義務的経費、北後志消防組合負担金などを含む補助費と特別

会計への繰出金を合わせた約16億2,800万円は、地方交付税（16億6千万円）とほぼ同額となっており、町独自の新たな振興策や継続的な施策の充実に向ける財源に余裕がないのが現状です。

さらなる健全財政に向けて

平成17年度末で10億4,600万円を有していた累積赤字が、22年度に解消されたことから、一般会計において約2億円の繰越金が生じていますが、基金積立額は依然として全道市町村の中で低位にあります。（P10参照）

また、独立採算を基本とする7つの特別会計は、総額3億7千万円の一般会計からの繰入金により収支の赤字をかる

※平成23年度の各会計歳入歳出決算が、12月に開催された第4回町議会定例会で認定されました。

町の予算は、昨年度どのようにして使われたのか、その概要についてお知らせします。

※各表・グラフの計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

うじて免れている状況が続いています。

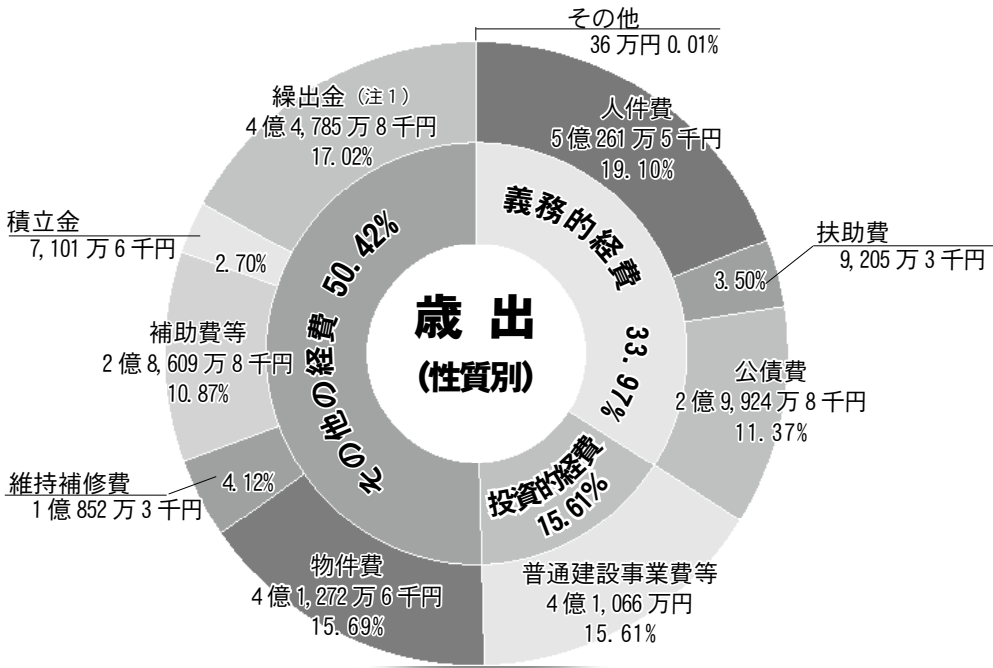
こうした基金の積み増しへの対応や独立採算性を基本とした特別会計の運営収支改善などについては、受益と負担、公共・行政サービス水準のあり方や地方交付税に大きく依存する当町の財政構造と財政運営の硬直化についての町民の皆さんとの現状認識の共有の大切さについて、「健全財政の維持」と「行政サービス水準の維持」と「地域の活性化」という3つの町の課題の両立と克服のために、これから町民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いし、町ぐるみで努力していかねばなりません。

一般会計

歳出決算額 26 億 3, 115 万 7 千円 (対前年度 △ 14 億 8, 227 万 5 千円)

歳出 (目的別) (千円)

区 分	歳出額	構成比
議 会 費	59, 891	2. 28%
総 務 費	960, 173	36. 49%
民 生 費	317, 410	12. 06%
衛 生 費	100, 637	3. 82%
農林水産業費	258, 920	9. 84%
商 工 費	74, 335	2. 83%
土 木 費	149, 399	5. 68%
消 防 費	161, 756	6. 15%
教 育 費	234, 099	8. 90%
公 債 費	299, 248	11. 37%
そ の 他	15, 289	0. 58%
合 計	2, 631, 157	100%



(注 1) 北海道後期高齢者医療広域連合負担金、後志広域連合負担金総額 7, 826 万 1 千円を含む

平成 23 年度に実施した主な事業と財源内訳

■野塚地区ふれあい交流館整備事業 7, 747 万円

木造公共施設・野塚地区ふれあい交流館を建設。

道 費：4, 134 万円
辺地債：3, 520 万円
一般財源： 93 万円



■教職員住宅整備事業 5, 350 万円

美国地区に 4 戸 (3 棟) の教員住宅を建設。

国 費：2, 895 万円
過疎債：2, 430 万円
一般財源： 25 万円



■基幹作業道婦美六地区第 1 号線開設工事 3, 324 万円

町有林・私有林・国有林を結ぶ幹線となる基幹作業道を開設。

道 費：3, 305 万円
一般財源： 19 万円



■荷捌施設高度衛生化対策事業 1, 150 万円

美国・幌武意・日司・余別の漁協荷捌所に「海水濾過・滅菌装置」を整備 (漁協補助)。

国 費：1, 150 万円



■町道・河川維持補修事業 1, 443 万円

町道の補修や側溝の清掃、河川の堆積土砂等の除去。

国 費：1, 443 万円



■商工観光緊急経済景気対策事業 717 万円

プレミアム商品券、とま得券等の発行などの助成。

過疎債：710 万円
一般財源： 7 万円



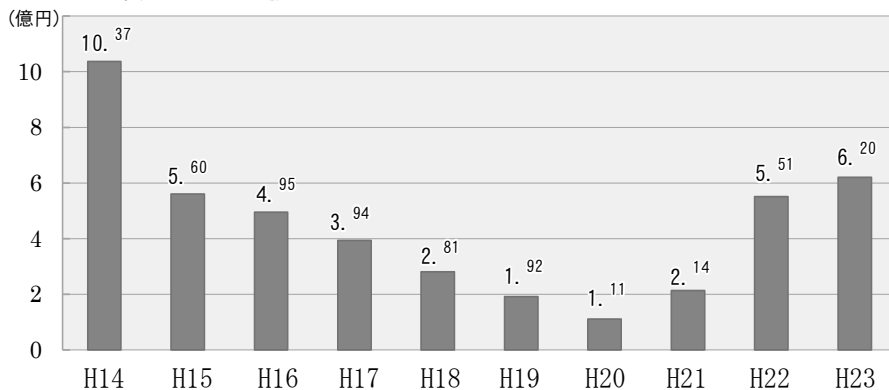
特別会計

歳入歳出決算額

会 計 名	歳入決算額		歳出決算額	差引額	繰入金のうち国の活性化交付金事業分
	一般会計からの繰入金				
簡 易 水 道 事 業	1 億 4, 972 万 9 千円	1 億 453 万 1 千円	1 億 4, 972 万 9 千円	0 円	290 万 9 千円
国 民 健 康 事 業 保 険 事 業	事業勘定	1 億 9, 966 万円	9, 468 万 5 千円	1 億 9, 966 万円	0 円
	直診勘定	7, 164 万 3 千円	1, 104 万 5 千円	7, 164 万 3 千円	0 円
下 水 道 事 業	6, 628 万 2 千円	3, 756 万 8 千円	6, 628 万 2 千円	0 円	
介護福祉サービス事業	3, 505 万 9 千円	1, 087 万 7 千円	3, 505 万 9 千円	0 円	
産業交流雇用対策推進事業	1 億 7, 967 万 1 千円	9, 441 万 6 千円	1 億 7, 967 万 1 千円	0 円	332 万 6 千円
後 期 高 齢 者 医 療	3, 244 万円	1, 647 万 5 千円	3, 244 万円	0 円	
合 計	7 億 3, 448 万 4 千円	3 億 6, 959 万 7 千円	7 億 3, 448 万 4 千円	0 円	623 万 5 千円

まちの基金（貯金）と 地方債（借金）

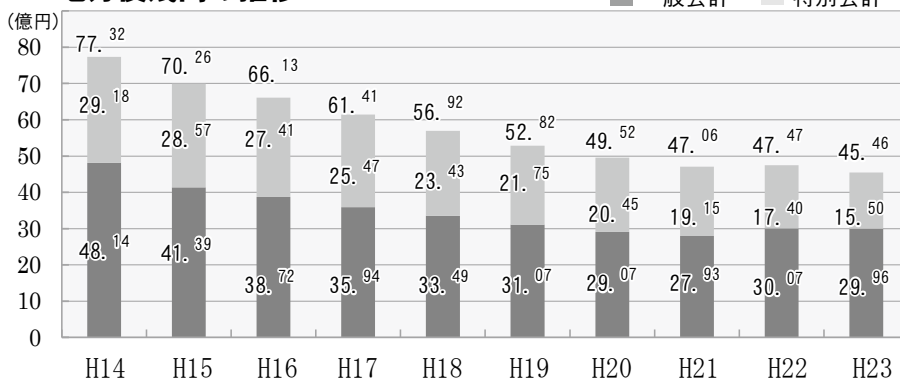
■ 基金積立金の推移



(注) 備荒資金と土地開発基金を含む。

※1 全ての会計の黒字や赤字を合算し、全会計での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているのを見るもの。

■ 地方債残高の推移



■ 地方債残高（一般会計）の内訳

一般会計残高 29 億 9,600 万円

臨時財政対策債

12 億 4,300 万円 (41.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

過疎対策事業債

3 億 4,600 万円 (11.5%)

義務教育施設等整備事業債
4 億 1,900 万円 (14.0%)

その他

5 億 6,200 万円 (18.8%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

公営住宅建設事業債

3 億 8,500 万円 (12.9%)

(注) 臨時財政対策債は 100%、過疎対策事業債は 70%、辺地対策事業債は 80% が償還時に地方交付税で補てんされます。

赤 字補てんのため取崩しを行ってきた積丹町の基金は、平成 22 年度から積み戻しを行っているものの、4 億 8 千万円（一部基金を除く）と後志管内で最も少なく、また道内 179 市町村で 178 番目となっており、他町村との財政格差が前年度と比較しても拡大しています。

一方、全会計の地方債残高は 45 億 4,600 万円と、過去 10 年間で最も少なくなっています。（町民 1 人あたり約 185 万 5 千円※2）

残高の内訳は、翌年度以降に償還額の全額または一部が地方交付税で補てんされる臨時財政対策債や過疎対策事業債、辺地対策事業債が増えています。特に、国の地方支援政策により、地方交付税の不足を補うための臨時財政対策債が増えているのが特徴です。

※2 平成 24 年 12 月末現在の人口 2,451 人で計算しています。

町

の貯金にあたる基金総額は、H16～H20 年度に事務事業や行政サービス水準維持の財源と連結赤字比率※1 改善のための取崩しを行いました。H23 年度は、減債基金に 3,600 万円、地域情報通信基盤施設整備基金に 3,100 万円など合計 7,204 万円を積立て、まちづくり活動支援基金から 319 万円の取崩しを行い、6 億 2 千万円の残高となっています。

地

方債は、町がお金を借り入れて事業を行う借金にあたり、毎年 2～3 億円程度を償還しています。H23 年度は、野塚地区ふれあい交流館整備事業や教職員住宅整備事業など合計 2 億 6,051 万円の新たな借入れを行いました。そのうち、過疎債及び辺地債を 1 億 4,170 万円、臨時財政対策債を 1 億 11 万円活用しました。

■ 管内町村の基金残高状況

(平成 23 年度決算公表)



町道民税申告相談

次の日程で平成 25 年度（平成 24 年分）町道民税に係る申告相談を行います。
日程の都合の悪い方は、他の会場でも受付できますが、必ず事前に役場税務課（44-3384）までご連絡ください。

◆申告相談日程◆

月日（曜日）	受付地区		場 所	時 間
2月1日(金)	来岸・西河		来岸会館	9：30～16：00
4日(月)	神 岬		神岬会館	9：30～16：00
6日(水)	余 別		余別地区コミュニティセンター	9：30～16：00
7日(木)				9：30～ 正午
12日(火)	入 舸		入舸会館	9：30～16：00
13日(水)				9：30～ 正午
14日(木)	日 司		日司生活改善センター	9：30～16：00
15日(金)				9：30～ 正午
19日(火)	幌武意		幌武意寿の家	9：30～16：00
20日(水)	丸 山		丸山会館	9：30～ 正午
21日(木)	婦 美		婦美会館	9：30～16：00
22日(金)	美国	小泊・寺町・常盤	総合文化センター 1 階	9：30～16：00
25日(月)		柳町・浜町		
26日(火)		茶津		
28日(木)		山岸・西仲・中央		
3月1日(金)		栄町		
4日(月)		多茂木・川上		
5日(火)		東浦・西浦		
6日(水)		野 塚		
7日(木)	9：30～ 正午			
8日(金)	野塚（農業）			9：30～16：00

※日にちによっては、時間が午前 9 時 30 分～正午までとなっていますのでご注意ください。

申告の際に持参していただくものは…

- ①印鑑
- ②給与所得・公的年金の源泉徴収票
（年金受給者の方はハガキで通知されています）
- ③国民年金保険料の控除証明書
（日本年金機構から送付を受けた方）
- ④生命保険料・地震（長期損害）保険料の控除支払証明書
- ⑤社会保険料、医療費などの支払領収書及び医療費明細書
- ⑥事業決算書及び経費算入に必要な領収書等
- ⑦所得税の確定申告書用紙及び消費税の確定申告用紙（税務署から送付を受けた方）
- ⑧預金通帳または口座番号の控え
（所得税の還付が見込まれる方）
- ⑨その他、譲渡所得（土地・建物等）を売った場合や満期に伴う生命保険からの収入を確認できる通知書等

ご注意ください

町道民税または所得税の確定申告をしなければ「公営住宅への入居」、「保育所への入所」、「後期高齢者医療保険の負担区分の決定」等に必要『町道民税の証明』を受けることができません。

保育所の入所申込みを受付します

仕事で日中お子さんを保育できない方や病気、妊娠中などで保育が困難な方で入所をご希望の方はお申込みください。

保育所名	びくに保育所	みなと保育所
所在地	美国町字大沢 248 番地	日司町 63 番地の 5
保育対象	満 6 カ月以上の就学時前の児童	原則満 3 歳以上の就学時前の児童
必要書類	1. 保育所入所申込書 2. 雇用証明書 3. 課税状況のわかる次のいずれかの書類 ①平成 24 年分給与所得源泉 ②平成 24 年所得税申告書控 ③平成 24 年度町民税の課税証明書	1. 保育所入所申込書 2. 雇用証明書
受付窓口	・びくに保育所（44-2250） ・住民福祉課（44-2113） ・余別支所（46-5004）	・みなと保育所（45-6928） ・入舸支所（45-6608）
問い合わせ	びくに保育所（44-2250）	
申込期間	2 月 6 日から 2 月 20 日まで（土日、祝日を除く）	

仕事などの都合により町外（小樽市を除く後志管内）での保育を希望される方はご相談ください。

※保育料は保育所の維持運営に必要なものです。滞納せずきちんと納めましょう。（保育料の滞納が続くと給料や財産の差押えなど強制的な措置が取られます。）

税務署からのお知らせ！

平成 24 年分の所得税〔住民税及び個人事業税〕の確定申告期間は、2 月 18 日（月）から 3 月 15 日（金）までです。

確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのまま e-Tax（※）で送信することができます。（確定申告書などの用紙や手引きは、役場税務課にも備え付けています。）

税務署へお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（前年、税務署などの申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。
（※）e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、余市税務署（☎22-2093）へお問い合わせください。

なお、税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。